



しあわせ便り

第8号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301
Web Page URL: http://shiawase-ci.com/
Fax/Tel: 0996-88-5326

スマホ登録
QRコード



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

Mail: info@shiawase-ci.com

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ「専門家に委ねてみませんか？」

若い経営者から話を聞く機会があり、先代から受け継いだ事業の活性化を図り、社内外のシステムを刷新しようと頑張っているが、どうもうまくいかないという。その意気込みは頼もしいが、焦りは禁物だ。

困習を打破することだけが改革ではない。本質的に変えてはいけないものと、時代々々に合わせて変化するものを見極め、変革することを不易流行(ふえきりゅうこう)という。長く続く企業はそうして生き残ってきた。

事業を承継する場合、引き継ぐ資産には見える資産と、見えない資産がある。見える資産は預貯金や土地建物、設備など財務諸表に現れる資産だ。

見える資産は書類上の手続きで承継できるが、見えない資産の承継は簡単ではない。その実態は従業員の技能や知識、事業主に対する信頼、取引先に対する信用など、長い時間をかけて培ってきたものだ。これはまさに不易を指すものであり、知的資産ともいう。

事業承継の成否はこの知的資産の承継にかかっていると言っても過言ではない。特に従業員の持つ技能や知識を正當に評価し、自社の強みとして活かすことは、会社の成長に不可欠な資産だ。経営者は時として、本業にかけける時間を割いてでも、自らその全てを遂行しようとする。しかしこれが抵抗勢力を生む原因にもなる。

そこで、こういった本業以外の労力が必要な場面は、専門家に委ねてみてはいかがだろうか？ 自動車が壊れたら修理工場に修理を依頼し、雨漏りがあれば大工さんに相談するのが安心だろう。

利点は多くある。なにより本業の仕事に集中できる。また、第三者の視点で不易流行を見極めることができる。抵抗勢力の攻勢に疲弊することもない。経営者の考え方もまた柔軟な変化(流行)が必要なのではないだろうか。

今年もあとわずか、新年とともに春には元号が変わる。読者のみなさまが、新時代の幕開けを健やかに迎えらることを祈念します。

What's? 社労士 社労士の具体的な業務3 「労務管理の業務」

労務管理は従業員の採用から退職までの期間を通じ、労働基準法や就業規則などの規則に沿って、労働時間や休暇、賃金、昇格昇進、教育などを管理するものです。

労働者の心身と生活の安定と成長を図り、将来の展望を企業と共に育むお手伝いをする業務です。

1月の総務課ダイアリー

- ・ 1月10日…源泉税・市町村民税納付期限
- ・ 1月21日…源泉税の特例(7～12月分)納付期限
- ・ 1月31日…源泉所得税 法定調書提出期限

おしらせ

- ・ 1月の奈良出張は1月12日(土)～17日(木) * 予定です。

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.8 しあわせの町だった!!

